

判決年月日	平成18年9月28日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成18年(行ケ)第10053号		
<p>特許出願に係る発明について、引用発明との対比における容易想到性を肯定して、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決を、引用発明の認定の誤りなどを理由に、取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、発明の名称を「ティッシュペーパー収納箱」とする特許出願について、出願に係る発明と引用発明との対比における容易想到性を肯定して、拒絶査定に対する不服審判請求を不成立とした審決に対し、原告(出願人)が、審決の引用発明の認定には誤りがあるなどとして、審決の取消しを求めた事案である。

判決は、審決におけるいわゆる副引用例である引用例2発明に関し、「引用例2には、ティッシュペーパー収納箱の底部に形成された2個の押し上げ片を起立させたとき、各係止用くぼみが、それぞれ相手方の係止用くぼみとかみ合って係止されることが記載されており、その点で、本願補正発明(注、出願に係る発明)と同様に、上側及び下側係止片で構成される係止部を有することにより係止するものであるが、引用例2発明の『係止用凹み』は、本願補正発明の『前記両係止部の最奥部相互をつなぐ仮想線と前記起立折目線との交差角度が、92°～120°』となる構成を有していないため、単に、係止部において、相互に接触して係止するのみであり、本願補正発明と異なって、係止時に屈折片にたわみが生じないので、係止部の『最奥部』が押し合わず、『各係止部が相手方の係止部に食い込(む)』という構成を有するものではない。」「引用例2には、本願補正発明の『前記両屈折片を起立させたときに、前記各係止部がそれぞれ相手側の係止部に食い込(む)』という構成が記載されていないので、『各押し上げ片側に食い込む係止用凹み(係止用凹みの最奥部で相互に押し合うもの)が形成される』ものは記載されていないと主張するを得ず、これが記載されているとして引用例2発明を認定した審決は誤りである。」として、審決の引用発明の認定には誤りがあり、その誤りが審決の結論に影響を及ぼすことは明らかであるとして、審決を取り消した。